

令和7年度第2回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会会議録

議題	<p>1 報告</p> <p>(1) 第8期(次期)茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画の策定スケジュールについて</p> <p>(2) 障がい者の現状と障害福祉計画・障害児福祉計画に係る成果目標及び見込み量に対する実績について</p> <p>(3) 第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画に掲げた取り組むべき施策の取組状況について</p> <p>(4) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本方針の見直しについて</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 各種調査から抽出した第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画における施策の方向性ごとの現状について</p>
日時	令和8年3月16日(月) 14:05~15:45
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者	<p>松為委員長、瀧井副委員長、西表委員、成島委員、高丸委員、小寺委員、湊委員、作間委員、上杉委員、菅野委員、廣田委員、鈴木委員、柴田委員、萩谷委員、瀬川委員、安田委員</p> <p>(欠席委員)</p> <p>横山委員、北海委員、渡部委員、田中委員</p> <p>(事務局)</p> <p>谷久保理事兼福祉部長、鈴木課長、大八木主幹、平山課長補佐、荒井課長補佐、前田課長補佐、鈴木副主査、松原主任、小田主任</p>
会議資料	<p>次第</p> <p>資料1 第8期(次期)茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画の策定スケジュール</p> <p>資料2 障がい者の現状と各サービスの利用状況について</p> <p>資料3-1 第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画の事業の継続・拡大・縮小予定一覧</p> <p>資料3-2 第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画の事業進捗一覧</p> <p>資料4 基本的な指針改正後概要(案)</p> <p>資料5 各種調査から抽出した第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画における施策の方向性ごとの現状</p> <p>参考資料1 令和7年度第2回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会会議要旨</p> <p>参考資料2 障がい児者向けアンケート結果</p> <p>参考資料3 障がい児者向けヒアリング結果</p> <p>参考資料4 市民向けアンケート結果</p> <p>参考資料5 事業所向けアンケート結果</p> <p>参考資料6 自立支援協議会向けヒアリング結果</p>
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	3名

○事務局（鈴木課長）

それではただいまから令和7年度第2回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会を開催させていただきます。

本日は、事前に欠席のご連絡をいただいております委員もいらっしゃいますが、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則第5条第2項の規定により、過半数の委員のご出席をいただいているため、会議は成立となります。

それではこの後の議事につきましては、茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会規則第5条第1項の規定により、松為委員長に進めていただきます。松為委員長よろしくお願いたします。

○松為委員長

皆さんよろしくお願いたします。皆さんの活発なご意見、意見交換をお願いたします。

それでは本日の議題に入ってきます。まずは報告事項1、「第8期（次期）茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画の策定スケジュールについて」、事務局からよろしくお願いたします。

○事務局（大八木主幹）

第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画の策定スケジュールについて、ご説明させていただきます。

まず、策定スケジュールを説明させていただく前に、本日の会議の趣旨からご説明させていただきます。障がい者保健福祉計画につきましては、3年を計画期間としておりますが、現計画である第7期計画は、令和6年度から8年度を計画期間としております。次期計画については、令和9年度から11年度を計画期間とする第8期計画となりますが、令和8年度はその策定作業を行うこととなります。

そのため、その議論の基礎となる現計画期間における障がい者数等の推移、サービスの見込み量に対する実績値、第7期計画に掲げた各事業の進捗状況、国から示される基本指針について、このあと順次報告させていただきます。加えて、7年度については、当事者アンケート、当事者ヒアリング、市民アンケート、事業所アンケート、自立支援協議会ヒアリングを実施してまいりましたので、それらから抽出しました本市の現状について、ご説明させていただきます。8年度は、課題を整理した上で、骨子案の作成、素案の作成を経て、計画を策定することとなりますので、本日の議題の部分では、本市の現状について委員の皆様との認識と乖離がないか、また、今後、課題を整理する上でのご意見等をいただければと思っております。

また、本日は、会議資料がかなり多くなっておりますので、本日の会議の要旨については、参考資料1をご覧ください。

それでは、第8期計画の策定スケジュールについて、簡単にご説明いたします。資料1をご覧ください。本推進委員会につきましては、8年度は、4回の開催を予定しております。

第1回は5月頃、第2回は7月頃、第3回は9月頃、第4回は9年3月頃を予定しております。内容としましては、第1回は骨子案について、第2回、第3回については素案について、第4回については最終案についてを主な議題とする予定です。計画の策定には、市民のみなさまへご意見を伺うパブリックコメントを実施する必要があり、12月頃を予定しておりますので、それに合わせた事務手続き等を進めるスケジュールとなっております。策定は9年3月を予定しております。

報告事項1の説明は、以上となります。

○松為委員長

はい、ありがとうございました。

この点につきまして、何か御質問等ございましたらお願いいたします。

無いようでしたら、報告2に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○事務局（鈴木副主査）

それでは、障がい者の現状と障害福祉計画・障害児福祉計画に係る成果目標及び見込み量に対する実績について、御報告いたします。

まずは、本日お持ちいただいた現計画である第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画をご用意いただき、計画書の15ページをご覧ください。15ページ以降の第2章では、平成30年度から令和5年度までの、身体障害者手帳をはじめとする3手帳の所持者数や、自立支援医療の受給者などの統計値を記載しています。

それを踏まえ、資料2をご覧ください。資料2の1ページから5ページまでは、先程説明した2章において統計値の推移を記載している項目に関して、その後6年度以降にどのような動きを示しているかをまとめています。

ではまずは1の(1)身体障害者手帳の所持者数の推移をご覧ください。1行目が年度を示しており、現計画では5年度までの値を記載しているため、6年度から色を変えています。2行目は所持者数とありますが、基本的に各年度の4月1日時点の所持者数の実数になります。3行目は総人口として、茅ヶ崎市の総人口を示しています。総人口は令和6年度までは増加傾向にありましたが、7年度に減少に転じています。4行目は総人口に対する手帳の所持者数の割合を示しています。

身体障害者手帳は、令和5年度までは若干の減少傾向にありました。そこで6年度以降を見ると、6年度で若干増加しているものの、7年度でまた大きく減らし、全体の傾向としては引き続き減少傾向にあります。また、同ページ下段の(3)では、身体障がいの種別ごとの内訳を示しています。なお、身体障がいに関しては、お一人で複数の障がい種別がある方もいるため、重複により(1)の人数とは一致しません。

続いて2ページ下段をご覧ください。こちらは療育手帳の所持者数がどのように推移しているかを示しています。療育手帳はこれまでも増加傾向にありましたが、6年度以降も引き続き増加傾向にあります。後ほど改めて説明しますが、令和5年度までの増加の推移と6年度以降の推移をグラフで比較すると、伸び方が若干急になっているかと思えます。3ページの上段をご覧ください。こちらは療育手帳の程度別の推移を示しています。こちらを見ると、A1、A2、そしてB1も緩やかに増加していますが、B2に関しては大きく増加している状態であることがわかります。

続いて、同じ3ページの下段をご覧ください。こちらは精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移を示しています。こちら療育手帳と似た動きを示しており、令和4年度までの伸び方に対して、令和5年度は伸び率が大きくなっていることがわかります。なお、令和7年度には、初めて総人口比で1%を超えており、茅ヶ崎市民のおよそ1%超が精神障害者保健福祉手帳の所持者という状況になっています。4ページ上段をご覧ください。こちらは精神障害者保健福祉手帳の程度別の推移を示しています。こちらを見ると、1級は若干増加しているものの、ほとんど横ばいであるのに対し、2級や特に3級が近年大きく伸びていることがわかります。

最後に5ページ下段をご覧ください。こちらが令和5年度に現計画を作成した際、3手帳が6年度以降にどのように推移するか推計したものです。上からダイヤのマーカーが身体、四角が精神、三角が療育となり、実線が実績値、薄い点線が現計画での推計値になります。

身体に関してはおおよそ推計のとおり、先にご説明したように療育と精神はここ2年程大きく伸びており、推計に対して上振れている、つまりは想定よりも伸びているというような状態になります。

続いて6ページをご覧ください。ここからは現計画の4章に関して、最新の統計値をまとめています。まずは、計画書の81ページをご覧ください。81ページからは、第4章として、障がい者に対する障害福祉サービス等の見込み量を示しています。令和5年度に現計画を作成した際には、それぞれの見込み量を算出するにあたり、令和2年度から4年度までの実績値を基に算出しています。なお、計画書101ページからは、同様に障がい児に対するサービスの見込み量を示しています。

では、資料2の6ページにお戻りください。表の1行目が年度を示しており、現計画で見込み量を算出している6年度から8年度は色を変えています。居宅介護の行をご覧ください。左から2列目に単位として、時間/月ないしは人/月とあるかと思えます。こちらはそれぞれ、ひと月当たりの平均的な実利用時間数ないしは実利用人数を表しています。さらに右の列を見ていただきますと、1行目に計画見込とあり、この行は現計画で見込んでいる時間数や人数を示しています。現計画の計画期間が6年度から8年度ですので、それ以前はハイフンとしています。2行目が実績となっており、こちらが各年度の実利用時間や人数になります。3行目が計画見込と実績との差分になります。マイナスは計画で見込んだものに対して実績が下振れているもの、反対にプラスは見込みに対して実績が上振れているものになります。

なお、令和7年度に関しては現年度になりますので最終的な数値は出ておりませんが、単位が月あたりになっているものについては、実績値として令和7年12月実績までの値で平均値を概算で算出し、記載しています。反対に、9ページ以降の相談支援サービスや地域生活支援事業、13ページの障害児相談支援などは、単位が年になっているため、現時点で値が固まっていませんので、実績は6年度までの記載となっています。

それでは6ページにお戻りください。それぞれのサービスを見ますと、利用者おひとりの増減で利用時間や日数が大きく増減するものは見込みとの差分が大きくなる傾向にあります。7ページを見ていただきますと、就労移行支援、就労継続支援A型が大きく上振れています。就労移行支援や就労継続支援A型に関しては、先程精神手帳の所持者が増加傾向にあるとお話ししましたが、適応障がいなどにより退職された方が、復帰を目指してこれらのサービスを希望される方が増えているのではないかと考えています。ただし、これに関しては裏付けるようなデータなどを現状では持ち合わせておらず、推察の域を出ません。

続いて12ページ、13ページをご覧ください。先程までは4章として障がい者へのサービスに関してでしたが、12ページ下段からは、5章として障がい児のサービスに関して、最新の統計値をまとめています。障害児通所支援に関しては、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問いずれも見込みより大きく上振れています。これらの増加は全国的にもトピックスとなっていますが、本市でも同様の傾向にあります。

先程ご説明したとおり、現計画において見込み量を算出した際は、令和2年度から4年度までの実績値の推移を基に算出しており、当時から大きく増加する傾向を示していたため、現計画においてもかなり増加する見込みを立てておりましたが、それを上回る増加率となっている現状です。特に放課後等デイサービスは大きく増加しており、月あたりの平均利用日数で見ると、令和4年から5年にかけては16.5%、5年から6年にかけては13.7%、6年から7年にかけては12.1%と、毎年度10%以上増加が続いているという状況にあります。

報告事項2に関してのご説明は以上です。

○松為委員長

ありがとうございました。

では皆様、ご意見ご質問等ございましたら、どんなことでも結構ですのでお願いします。

○上杉委員

療育手帳の所持の増加についてのご説明がありましたが、療育手帳を持ってる人の中にもまた精神保健福祉手帳を持ってる人の中にも、発達障がいの方が多く存在しています。この増加が、発達障がいの増加に関係したものなのか、もしわかれば教えていただきたいというのが1つです。

また、重度訪問介護の時間数について、重度の障がいの方が一人暮らしをしたときには、24時間×30日と考えた場合、おひとりあたり720時間が必要ですが、実績は乖離しており、令和8年度の計画見込みも1,015時間とありますが、これも2人分にもならないような時間数です。

これは需要がないからなのか、それとも希望された方はいたが市として支給しなかったのか、どちらでしょうか。

○事務局（鈴木副主査）

1点目の療育手帳の増加に関してですが、内訳として発達障がいがどのような状況にあるか、現時点では資料がありません。可能であればお調べし、改めてご報告します。

○事務局（大八木主幹）

重度訪問介護につきましては、1人当たり1日24時間を前提にして支給決定しているわけではなく、聞き取りの中で必要な時間数をお聞きして決定しています。そのため、24時間を単位とすると少なく感じると思いますが、申請者への聞き取りに応じて必要数は決定できていると考えています。

○上杉委員

ありがとうございます。

強度行動障がいについても次期計画に盛り込むとは思いますが、強度行動障がいの方への支援について、どの制度を活用しても難しいということがわかってきており、先が見えない状況です。国の施策でも中核的支援人材など検討が進んでいますが、それでも追いついていません。

現状、その間の困り感を埋めるためにはマンツーマンの支援が必要であり、それは今のところは重度訪問介護しかないと考えています。

施設入所もグループホームへの入居も難しいという方がおり、そういった方々が親亡き後に一人で暮らすためには、ここの支援がかなり手厚くなければ困難です。今回の計画に是非反映させてほしいと思います。

○松為委員長

ありがとうございました。では他にどうでしょうか。

それでは私から1つお聞きします。

就労移行支援や就労継続支援A型の利用者数などがかなり増加していますが、市内の事業所数はどのような状況ですか。

○事務局（大八木主幹）

就労移行支援、就労継続支援 A 型ともに、3 事業所となっています。

○松為委員長

ありがとうございました。他に何かございますか。

他よろしいですか。

それでは報告事項 3、「第 7 期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画に掲げた取り組むべき施策の取組状況について」、事務局からよろしく申し上げます。

○事務局（松原主任）

それでは、報告（3）第 7 期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画に掲げた取り組むべき施策の取組状況についてご説明いたします。資料は、3-1 および 3-2 となります。

本資料は、第 7 期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画に位置付けられている各事業の進捗状況と、令和 8 年度に向けた方向性を整理したものです。

本計画に掲げた取り組むべき施策の事業の数は、57 ですが、1 つの事業を複数の課で担当しているものもあり、これらを複数の件数としてカウントすると、全部で 95 件となります。事業の取組状況を毎年度確認することで、障がい福祉に関する課題への対応の状況を把握し、今後の障がい福祉施策の在り方について検討する資料となります。

まず、資料の見方についてご説明いたします。資料 3-1 は、各事業の方向性を「継続」「拡大」「縮小」といった形で整理した資料となっております。

資料 3-2 は、それぞれの事業について、担当課ごとに事業概要、これまでの実績、今後の展望を整理した資料となっております。資料 3-1 はこの資料 3-2 をもとに、令和 8 年度の方向性をまとめたものです。そのため、会議においてはまず資料 3-1 で全体像をご確認いただき、必要に応じて資料 3-2 をご参照いただく形となります。

資料 3-1 にありますように、令和 8 年度においては継続予定事業 89 件、拡大予定事業 5 件、縮小予定事業 1 件、廃止予定事業 0 件となっております。継続事業として多くの事業が令和 8 年度も引き続き実施される予定であり、資料 3-2 に記載のとおり、基本方針及び施策の方向性にに基づき、各事業を展開していく予定です。

例えば、1 番の障がい者支援アプリの運用に関する事務では、障害福祉サービス事業所等の情報提供やバリアフリーマップの掲載などを行っており、ダウンロード数や会員登録者数が増加している状況です。令和 8 年度も周知を進めるとともに、積極的な情報発信を行っていきます。

また、5 番の基幹相談支援センター設置・運営事業についても、基幹相談支援センターを中心とした人材育成や関係機関との連携強化などに取り組んでおり、令和 8 年度も引き続き体制の整備を進めていきます。その他の事業については、後程資料をご確認ください。

続いて、拡大予定事業についてご説明いたします。資料 3-1 の 3 をご覧ください。令和 8 年度において拡大予定としている事業は、全部で 5 事業となっております。

主な内容としては、まず（1）の 24 地域生活支援拠点等の充実です。これは、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、緊急時対応や相談機能など、地域生活支援拠点等の機能強化を図るものです。

令和 7 年度は緊急時対応の仕組みづくりなどの検討を進めており、令和 8 年度は拠点の 5 つの機能について具体的な検討を進めるための会議体の設置を予定しています。

また、（2）の 32 地域の見守り体制の充実では、「安心まごころ収集」などの取組を通じ

て、高齢化に伴い増加する利用ニーズに対応するため、地域での見守り体制の充実を図る予定です。

実施件数は前年度比で増加しており、今後も利用者の増加が見込まれています。さらに、教育分野においては、(3)の49ふれあい補助員等の派遣事業の充実、(4)の50医療的ケア児等に対する保育・教育を行う体制の拡充、(5)の51特別支援学級設置に関する事務といった取組を進めており、特別な支援を必要とする児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、教育環境の整備を進めていく予定です。

最後に、4の縮小予定事業についてご説明いたします。令和8年度に縮小予定としている事業は、1事業となっております。

これは(1)43「レクリエーション教室等開催事業」であり、障がい者団体の社会参加を支援するため、団体活動におけるバス借上げ補助などを実施してきたものです。しかしながら、事業の実績や効果を検証した結果、事務事業の見直しの一環として、令和7年度末をもって事業を廃止する予定としております。

以上のとおり、第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画に基づく各事業については、大部分の事業を継続しながら、一部の分野については拡大を図り、必要に応じて事業の縮小を行うという整理となっております。

今後も、本市の目指す将来像「お互いの理解と助け合いのもと だれもが自分らしく 生きがいのある暮らしを実現できるまち」を目指し、関係機関との連携を図りながら各事業を推進するとともに、その取組状況を確認してまいります。説明は以上です。

○松為委員長

ありがとうございました。皆様のご意見、ご質問等がありますでしょうか。

○上杉委員

拡大予定事業のふれあい補助員等の派遣事業の充実についてですが、茅ヶ崎市はふれあい補助員が他の市町村に比べて非常に充実しており、対して支援級は少ない状況であると理解しておりましたが、ふれあい補助員の方を更に拡充する理由などは何でしょうか。

○事務局（松原主任）

特別支援学級の全校整備と併せて、すべての児童・生徒の学習権を保障することが重要であるとの認識から、ふれあい補助員を全校に配置し、学習や生活への支援を行っております。通常の学級を含めた学校全体の体制づくりとして、ふれあい補助員の資質向上をより一層図るため、研修などの内容を精査しインクルーシブ教育の推進をしていくとのことです。

○松為委員長

では他にどうでしょうか。

○廣田委員

4番の防災ラジオについて、8年度中に購入とありますが、いつごろでしょうか。

○事務局（松原主任）

8年度中に購入するものの、時期は未定とのことです。

○廣田委員

もう1点、43番の障がい者団体へのバスの借上げに対する補助について、事業を廃止とありますがともしび号のことでしょうか。

○事務局（平山課長補佐）

ともしび号のことではございません。

○松為委員長

ありがとうございます。他にどうでしょうか。

○安田委員

先程の43番のレクリエーション教室等開催事業ですが、これは育成会さんなどが実施しているふれあい交流会のことでしょうか。

○事務局（平山課長補佐）

ふれあい交流会も含めた交流促進事業の一部にマイクロバスの借上げ補助事業というものが、このマイクロバスの借上げ補助事業がこれまでの実績等を踏まえ、廃止となっています。

○松為委員長

ありがとうございました。では他にどうでしょうか。

それでは私から1つお聞きします。

32番の地域の見守り体制の充実として安心まごころ収集がありますが、安心まごころ収集と見守り体制の充実がどう関連しているのか教えてください。

○事務局（大八木主幹）

この安心まごころ収集は、ごみの戸別収集を行っているものであり、そこでの顔合わせや声掛けによって安否確認を実施しています。

○松為委員長

ありがとうございました。よくわかりました。

他よろしいですか。

○作間委員

39番の市内企業における職場実習の実施について、令和8年度の事業展望がこれまでの活動を踏まえて新たなテーマを設定して取り組んでいくとなっておりますが、まさにこの実習や一般企業とのネットワークというのが非常に少ない現状にあります。

茅ヶ崎市としてそういった活動の補助や手助けがあればと考えておりますので、ぜひこの令和8年度の事業展望をもう少し具体的にお聞かせください。

○事務局（前田課長補佐）

こちらは、自立支援協議会の就労・生活支援部会での取組内容になります。これまでのテーマである先程の実習についてや、進路に関する普及啓発などの取組を継続しながら、これまでの活動を踏まえて新たなテーマを設定して取り組んでいく予定となっております。

職場体験実習を地域におろすというテーマについては、就労・生活支援部会で動いていると

ころで、就労支援事業所連絡会を立ち上げ、連絡会で取り組んでいくと令和7年11月の第4回部会で話し合われています。

部会として近年は実習の案内をする役割という形をとっており、令和7年度に関しては体験実習については実施しておりません。令和7年度はどちらかというと普及啓発に重きを置きたいということで、秋に市役所のコミュニティホールに就労支援事業所を一堂に集め、市民向けに研修会や事業所の案内などを初めて開催したところです。

来年度についても部会の方からはそういった普及啓発は引き続き行っていきたいということを知っており、また職場体験実習についても、以前受け入れが可能と言っていた企業に対して意思確認をするなど企業との繋がりを作っていきたいと考えております。

○松為委員長

ありがとうございます。他よろしいですか。

それでは報告事項4、「障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本方針の見直しについて」、事務局からよろしくお願いいたします。

○事務局（大八木主幹）

障害福祉計画及び障害児福祉計画の基本指針の見直しについて、ご説明いたします。

まず、前提として、本市の障がい者保健福祉計画について、ご説明させていただきます。第7期計画の5ページをご覧ください。本市の計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定しているものです。

この「市町村障害福祉計画」と「市町村障害児福祉計画」については、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき3年ごとに見直しがされる国の基本指針に即して、市町村が策定することになっており、本市の現計画では、第4章及び第5章にあたります。

続いて、資料4をご覧ください。資料4につきましては、令和8年1月に開催されました社会保障審議会障害者部会、こども家庭審議会障害児支援部会の合同部会の資料となります。確定版は、令和8年3月に告示予定となっておりますので、現時点での最新版となります。

今回の見直しによって新たに加わった項目については、【新規】と記載されております。本日は、この内容のすべてをご説明いたしません。この内容を踏まえて成果目標等を設定していくこととなります。この中で本市として着目している点としましては、スライド番号の3、4成果目標の⑥相談支援体制の充実・強化等の3つ目、「相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする」ことが【新規】で盛り込まれる予定となっております。

この『のぞまないセルフプラン』の定義としましては、基本指針の本文（案）の中では、「身近な地域に事業者がない場合に作成されるセルフプラン」となっておりますが、県を通じて国に照会したところ、「相談支援専門員の不足等を理由としたセルフプラン」についても『のぞまないセルフプラン』に含まれるという回答がありましたので、本市の状況を踏まえて次期計画の中で目標設定をし、取組を進めていく必要があると考えております。具体的な表現等につきましては、素案の中でお示しすることになるかと思っております。

報告事項4の説明は、以上となります。

○松為委員長

ありがとうございます。

始めに質問してしまい申し訳ありませんが、のぞまないセルフプランの件数をゼロとするについて、対策としては相談支援専門員を増やすなどの視点が考えられますが、件数をゼロにすることの意図などは何かわかりますか。

○事務局（大八木主幹）

国の意図というところは明確に示されてはおりませんが、現状、全国各地でセルフプラン率はばらつきがあり、特に神奈川県湘南東部圏域もセルフプラン率が高い地域になります。その中で計画相談を交えた支援体制をどのように充実させるか、その平準化などを考えているのかなというふうに推察しています。

○松為委員長

のぞまないの意味合いというか、自身で一生懸命作成したセルフプランの何が悪いのかという疑問はあります。

○事務局（大八木主幹）

もちろん希望して、セルフプランを作成する方も一定数いらっしゃると思いますが、特に本市の場合は、やはり先ほどのように相談支援専門員、相談支援事業所が不足している状況にあり、本来は計画相談などの支援を受けたいが受けられていない方がどうしてもおります。そのため、そういった状況を解消していくということに意義があると考えています。

○松為委員長

意図がわかってきました。ありがとうございます。

他に何かご意見、ご質問等ございますか。よろしいですか。

では、議題に入ります。議題（１）各種調査から抽出した第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画における施策の方向性ごとの現状について、事務局より説明してください。

○事務局（小田主任）

それでは、議題（１）各種調査から抽出した第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画における施策の方向性ごとの現状についてご説明します。

資料5は、各種調査から抽出した内容を基に、第7期障がい者保健福祉計画における施策の方向性ごとの現状を整理したものです。第8期計画の策定にあたり、当事者アンケート、当事者ヒアリング、自立支援協議会ヒアリング、事業者アンケート、市民アンケートを実施し、調査結果を基に整理しています。

各調査結果については参考資料におまとめさせていただいておりますので、簡単ではありますが回答数等ご説明させていただきます。まず、参考資料2は障がい児者向けアンケート結果になります。1,300票を発送し、669票の回答をいただき、回収率は51.5%となっております。

次に、参考資料3は障がい児者向けヒアリングの結果です。調査にご協力いただいた15の障がい種別の方々に、各障がいにつき2人から5人程度、生活上のお困りの点や市への要望についてお話を伺った結果となっております。

次に、参考資料4は市民アンケートの結果です。市民の方より247名の方から回答をいただいております。次に、参考資料5は事業者アンケートの結果です。市内の障がい福祉サービス事業所を対象に289事業所へ配布し、114件の回答をいただいております。回答率は39%となっております。なお、母数となっている289事業所については、事業所名が同じでも提

供サービスが複数ある場合はそのサービス数の分だけカウントしております。

次に、参考資料6は自立支援協議会へのヒアリング結果です。協議会の6つの部会と2つのプロジェクトにおいてヒアリングを実施し、現場の課題について意見を伺っています。

この資料の主旨は、令和8年度の計画の策定作業に向けて、施策ごとの課題をいきなり結論づけるのではなく、まずは各調査からどのような現状が把握できるかを共有することにあります。また、単一の調査結果だけでは見えにくい点についても、複数の調査を重ねて見ることで、共通して現れているテーマや、障がい種別・立場による課題を確認できる構成としています。

それでは、資料5の具体的な内容について、施策の方向性「知る」と「相談する」の部分を例にご説明します。まず、1頁の施策の方向性「知る」についてです。当事者アンケートでは、福祉サービス等の情報取得元について「特になし」と回答した方が最も多く、必要な情報に接点を持っていない方が一定数存在している状況が見られました。また、情報取得手段としては「広報ちがさき」などの従来型媒体への依存が比較的高く、SNSなどを通じて情報を得ている方は限定的となっています。

当事者ヒアリングでは、行政情報や制度情報が分かりにくいという声や、障がい特性に応じた情報提供が十分ではないと感じている声が挙げられています。例えば、音声中心の情報提供では理解が難しい場合があることや、医療的ケアや生活支援に関する制度情報にたどり着きにくいといった意見が見られました。また、自立支援協議会ヒアリングでは、アプリやパンフレットなど既存の情報提供ツールがあるものの、十分に周知されていないという意見も挙げられています。

次に、2頁の施策の方向性「相談する」についてです。当事者アンケートでは、相談支援事業所を「知っていて利用している」と回答した割合が13%、地域包括支援センターについては10.6%にとどまっており、相談機関の利用につながっていない状況が見られます。また、家族や親戚以外に相談相手がいなくても一定数存在しています。

当事者ヒアリングでは、日常生活や将来への不安について安心して相談できる窓口が限られていることや、相談先が分かりにくいといった声が挙げられています。また、障がい種別によっては、手話や文字による相談に対応できる窓口が限られているなど、相談のハードルが高いと感じている方もいます。さらに、自立支援協議会ヒアリングでは、相談支援事業所の人材不足によりセルフプランの割合が高くなっていることや、相談支援事業所の数が限られていることなど、相談支援体制に関する課題が指摘されています。

このように、本資料では施策の方向性ごとに、各調査から関連する意見や結果を整理することで、現在の状況を把握できるようまとめています。評価や結論を示す資料というより、現状認識を共有し、今後の課題や施策の方向性を考えるための基礎資料として作成しております。

については、今後の第8期計画の各施策における課題や施策を考えるための基礎資料になりますので、現状の整理で皆様のご認識と乖離がある部分や、今後課題を設定していくにあたってなにかご意見などございましたら、ぜひ頂きたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○松為委員長

ありがとうございました。

いよいよ新しい計画作るための基礎的なアンケートの結果です。

これに関しましては、皆さん色々な立場から色々なご意見あるかと思っておりますので、どうぞご自由にご発言よろしく願いいたします。

○鈴木委員

参考資料 6 の 2 ページ目に、街のハード面に対しての記載がありますが、駅のホームや踏切の環境整備など、市と鉄道会社やバス関係の企業などとの協議体のような、いわゆる話し合える場というものは存在しますか。

○事務局（大八木主幹）

バリアフリー関係の整備については、都市部でバリアフリー基本構想という計画があり、その中で議論がなされています。メンバーを把握しきれておりませんが、その中で関係機関の方も入って議論されていると認識しています。

○松為委員長

なるほど、ありがとうございます。では他にどうでしょうか。

○上杉委員

2 点ほどあります。

強度行動障がいについて先程お話がありましたが、強度行動障がいの方への支援については、国が標準的支援というものを強く押し出しています。国レベルで専門員を育て、最終的には各事業所に 1 人配置するという取組ですが、専門員の育成が年間で数人しかできておらず、各事業所に 1 人配置するにはかなりの年月を要する状況です。その状況で、配置されるまでの間、支援が必要な人たちはどうすればいいのか。非常に難しいことだとは思いますが、そういった方々が少なからずいる中で、市としても標準的支援を進めるなど何かしらの施策を計画に入れていただきたいと思います。

2 点目は人権についてです。アンケートでも合理的配慮を求めても理解されない、合理的配慮を求めること自体が負担になっている、選択意思が尊重されにくいなどの声があります。県で意思決定支援なども行われていますが、そういった意識はまだ醸成されておらず、市として合理的配慮を進める為の施策や条例などが必要と考えています。

○松為委員長

これは要望という形ですかね。

これから政策を検討するにあたり、こういった視点を入れてほしいという要望でしょうか。

○上杉委員

委員の一人として提言します。

○事務局（大八木主幹）

2 つの事項については、いずれもこの計画の中では触れるべきことだと考えています。

ただし、合理的配慮については、上杉委員が仰られたものはかなり具体的な手法の部分を含んでいますので、計画の中でどこまで触れるかは今後検討が必要であると考えます。

○松為委員長

ありがとうございます。他にどうでしょうか。

○湊委員

提言ではありませんが、今回の会議の中で、少し合理的配慮が足りないように感じております。

時間的に進めなきゃいけないというのはわかりますが、皆さんは聞こえるので聞きながら資料をめくることができそうですが、私はめくと下を見るので、手話通訳を見ても間に合いません。

ページをめくる時間を少し待っていただくということはできますでしょうか。

○松為委員長

分かりました。じっくりまず時間を取ってから皆さんの質疑応答に行こうと思いますので、私も含めて対応させていただきます。他に何かどうですか。

○安田委員

先ほど上杉委員がおっしゃっていた行動障がいとの関係になります。

資料の施策の方向性「育てる」において、行動障がいの方に限らずアンケートの中で専門的な支援ができる人材が足りないということが書かれております。国の方の指針でいうと、働き手不足に対して、ICTやIT等の活用が言われていますが、一方で支援などやはりどうしても人でなければできない部分がありますので、そこをどう整理していくか。

また、行動障がいに限らず障がいのある方々それぞれに対して、支援するには専門的な理解知識がなければ困難ですので、その部分にどう取り組むのか。福祉の制度は市町村単位で進んでいるところがありますので、その部分を茅ヶ崎市としてどう取り組んでいくのか、この後の計画の具体的内容として検討する必要があると思います。

現在で言えば、発達障がいに関する専門相談の仕組みを市の方で作っていただいていますので、それを少し拡大するような形で、発達障がいや行動障がいの方の、支援の理解や技量の向上などを盛り込めればと考えております。

○松為委員長

ありがとうございました。

茅ヶ崎市に限らず国全体で今、こういった福祉人材の育成について言われています。

ご承知のように就労選択支援が始まり、私もいろいろ関わっていますが、就労選択支援をできるだけの人材が仕上がっているのかはかなり疑問に感じています。今後、雇用促進法が改正される中で、支援者の質をどのように確保するか。就労支援に関しての国の認定講習、やがてはそれを国家資格までを考えざるを得ないほど、福祉分野における人手不足は深刻です。量ではなく質を担保する学校などがもっと必要であると考えますね。

まさに今安田委員おっしゃるように、別に茅ヶ崎市だけでなく、国全体が特にこの福祉人材における量的な問題、質的な問題の解決にどう取り組むかが必要です。

では他に何かご意見、ご質問等ございますか。

○上杉委員

前回も前々回も言いましたが、サービスの利用実績について、実績には表れにくい、希望したが利用できなかった方などを含め真のニーズだと思いますので、そういったものを盛り込んだ計画としていただきたいと思いますが、そういった情報を拾い上げる道筋などがありますか。

○事務局（大八木主幹）

参考資料2のアンケート調査の中で、それに関して質問しています。23ページをご覧ください。

障害福祉サービス等の利用で困ったことという設問の中に、「希望通りの時間や日数の利用ができない」という選択肢を今回追加しました。

回答数が241件ではありますが、14.5%の方がこの選択肢を選んでおり、こういった方が一定数いるという状況は確認できました。上杉委員が仰られているのは恐らくもう少し詳細にということだと思しますので、より検討していきたいと思えます。

○上杉委員

ありがとうございます。そうですね、ここで触れてくださってるのでありがたいなと私も今見ていました。でしたらここもう少し深掘りして欲しいですね。

どういったサービスがどのくらい足りなかったのか、それがどういった人なのかなどを分析し、それを計画に載せていただければと思えます。

○事務局（大八木主幹）

今の設問の前に、22ページで、どういったサービスを利用しているかをお答えいただいております、この設問と先程の設問がリンクしていますのでクロス集計などを用いて各サービスがどういった傾向にあるかなどお示しできるかと思えます。

○安田委員

アンケートやヒアリング等の分析については大変よくまとめていただいている、この膨大な資料を読み込むのはなかなか大変ですので、適切にまとめていただいて本当にその通りだと思っています。

ここまでのそれぞれの委員さんのご意見なども含め、今後はやはり疎通が重要だと感じました。

せっかくあるのもったいない制度であるとか、いるのに使われていない人材であるとか、そういったものを茅ヶ崎市の中で情報を伝達し合い、どのようにして活用していくのがこの後の計画としては大事だと思っております。

具体的に言うと、地域生活支援拠点と重層的な相談支援体制とくらしの場の確保であるとか、それぞれのセクションで目標立てがあるということも大事ですが、重なる部分には横串のようなものを刺し、活用できるようにしていくことが必要です。茅ヶ崎市は全国的には規模も大きくなく、人材を含め足りない資源が多くある中で、まとまりのよさでどのようにカバーしていくかを、計画の中に盛り込む必要があると考えております。

○松為委員長

全体のメリハリを考えていくのは、本当はこの委員会の役割かもしれませんね。

皆さんがそれぞれの立場で出席していますので、その自分たちの立場などを踏まえた上で、全体の中でどうメリハリをつけていくか協議する必要があります。

限られた予算の中で、何を提案し、何を拡大し、何を削るか。恐らく委員の皆さんが今後、みんなで考えてく必要があると感じます。

他に何かご意見、ご質問等ございますか。

○瀬川委員

今回、障がい福祉課がアンケートやヒアリングを強化していただき、資料5によく取りまとめたいただいたと思っております。

そこで、資料5の2ページの施策の方向性「相談する」についてです。こちらよくまとめたいただいたと思っておりますが、この課題は10年、15年間変わってない課題だと感じます。

現状の7期計画でも、委託相談支援事業所数4ヶ所が当たり前のよう記載されておりますが、基幹相談支援センターの立場で市内の相談員に関わらせていただいておりますが、もう頑張れというだけでは通用しないほど、どこもアップアップなのが現状です。

資料5の中でも、周知の問題も含め、体制の問題をどうしていくかを考得る必要がある状況がずっと続いていると思いますので、事業所数、相談支援員数も含め今後、相談支援体制をどうしていくのかを、計画に盛り込む必要があると思います。

○安田委員

先ほど上杉委員が仰った強度行動障がいの皆さんの困り感などについてですが、参考資料2の22ページ以降を見ると、母数の問題はありますが、色々な理由の中で「利用できる事業所が見つからなかった」という回答の割合が高いことが改めてアンケートで分かります。

また、同じ参考資料2の43ページ、生活をする上で家族からのサポートを受けている人の割合が、強度行動障がいの方は格段に高く100%の方が家族が支援している状況にあります。知的障がいや身体障がい、精神障がいの方の中にもたくさんいますが、ここが100%だということが、やはり他者や福祉サービスではなかなか担いきれていない状況であることが読み取れると思えました。

ただ、身体障がいの中の医療的ケアのある方達もおそらく整理すると同じような状況になっているはずで、看護師以外の介護者ではできない部分が多い方も、おそらく家族に大部分担っている状況であると思います。全部が市で賄えるわけではないとは思いますが、どう体制を整えるのかは次期計画の中でということになると改めて考えたところです。

最後に、資料はありませんが、施策の方向性に移動の問題が入っていないと感じます。10年、15年程前は、重度の障がいのあるお子さんの通学の問題がありましたが、現在は放課後等デイサービスが非常に盛んになりましたので、学校からへの行きはご家族、帰りは放課後等デイサービスで担っているケースが多いかと思えます。

しかしながら大人になると、現在ガイドヘルパーなどの人数が非常に減っていますので、どうしても家族に大部分担っていただいている状況です。どのようにこの移動を確保し、社会参加する方策を整えるか、検討する必要があるかと思えます。

○松為委員長

わかりました。

他に何かどんなことでもどうぞ。

○上杉委員

グループホームの生活について、何かグループホームに移行したら地域移行ができたようなイメージを持たれると思いますが、私の知ってる限り、お子さんがグループホームを利用している方の親の多くは自宅にいるときと同じぐらいのストレスを持っています。親としては親亡き後を考え、今ここで一人暮らしを確立する必要があるというかなり悲壮な気持ちで利用しています。

意思決定支援と言われますが、本当の意味で、利用者さんはどんな暮らしがしたいのかをきちんと図り、様々な選択肢を用意する必要があると思います。グループホームの支援の質を高める必要もありますが、地域移行がグループホームだけではないということを、計画の中で位置付けていただきたいと思います。

○松為委員長

ありがとうございます。

その他に委員の皆様より何かございますか。

それでは、以上を持ちまして令和7年度第2回茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会を終わりたいと思います。